破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５４０号
大阪府岸和田市西之内町47番53号
債務者　辻田　邦恵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
島根県出雲市斐川町直江3977番地28　県営直江団地３―326
債務者　阿部　貴子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３１３号
函館市時任町32番13号　メロディーハイム藤101号
債務者　相馬　仁美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３１号
函館市北浜町２番32号
債務者　永澤　敬悦
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３７号
函館市東川町24番７号　イーストサイドアパートＧ号室
債務者　斉藤　貴洋
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３９号
函館市日吉町３丁目43番８―308号　ハイデンス日吉
債務者　西舘　誓子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４０号
函館市港町１丁目20番31号　ポートタウン２－Ｂ号室
債務者　大口　春香
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４１号
函館市本町16番22―305号
債務者　南　　延江
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４２号
函館市湯川町１丁目28番４号
債務者　小林　弘文
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４４号
北海道北斗市本町２丁目７番７号　グループホーム　めぐみ
債務者　井上　祈子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１８号
高知市八反町２丁目12番25号　マンションパール404号
債務者　伊藤　寿浩
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２４号
高知県香南市夜須町坪井585番地１
債務者　前田美智子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３４号
高知市種崎322番地
債務者　公文　康之
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４２号
高知市桟橋通４丁目９番23号　弘田マンション308号室
債務者　中越　あい
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７２１号
札幌市東区北19条東５丁目１番16―303号
債務者　川田美奈子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６９号
札幌市中央区南３条西６丁目１番地２　第32藤井ビル405号
債務者　小西　基繁
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８３号
札幌市東区東苗穂３条３丁目１番66号
債務者　伊賀　道彦
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部